

茅野市・原村地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1. 改正理由

地方自治体が地域公共交通施策に取り組むとき、交通事業者や地域住民、利用者などの様々な関係者と協議を行う必要があります。

この協議の場については、「道路運送法に基づく地域公共交通会議」と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「地域交通法」という）に基づき設置される協議組織である地域交通協議会」の2つが規定されています。この双方の会議は、対象とする交通形態と目的は異なりますが、構成する委員にほとんど違いがないことから、これまで茅野市及び原村では双方の会議を兼ねる協議会として「茅野市・原村地域公共交通活性化協議会」を運営してきました。今回の改正により、規約上の記載を本実態に沿ったものに改めます。

2. 改正内容

改正前	改正後
（設置） 第1条 茅野市及び原村は、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、茅野市・原村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u> （事務所） 第2条（略） （協議事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 <u>(1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。</u> <u>(2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するた</u>	（設置） 第1条 茅野市及び原村は、<u>地域における需要に応じた市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、茅野市・原村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u> （事務所） 第2条（略） （協議事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 <u>(1) 地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関すること。</u> <u>(2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うこと。</u>

<u>めに必要なこと。</u> (略)	<u>(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成する場合は、同法第6条第1項に規定する協議会として、当該地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。</u> <u>(4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。</u> (略)
--	---

3. 参考

・地域公共交通会議と地域交通協議会の違い

	地域公共交通会議	地域交通協議会
根拠法令	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） 第4条第2項	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 （平成19年法律第59号）第6条第1項
目的	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議地域の交通計画を作成（任意）	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
対象モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
構成員	市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者 ※自家用有償旅客運送に関する協議を行う場合はNPO法人等	市町村、県、運輸局、交通事業者、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者

・関係法令（該当部抜粋）

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

（地域公共交通計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。